

# 大阪市地下空間浸水対策協議会 難波駅周辺地区部会会則

## (目的)

第1条 南海トラフ巨大地震に伴う津波や河川氾濫、高潮、内水氾濫などの水害に対し、難波駅周辺地区（以下『地区』という。）の大規模な地下街・地下駅等の地下空間において、連携した取り組みを進めることを目的として、『大阪市地下空間浸水対策協議会』（以下『協議会』という。）会則（令和4年3月16日施行）第4条第3項に基づき、『難波駅周辺地区部会』（以下『部会』という。）を設置する。

## (構成)

第2条 『部会』は、『協議会』メンバーの内、大阪市、関係行政機関、地区の大規模な地下街・地下駅管理者及び接続する施設管理者をメンバーとして構成する。

- 2 『部会』に部会長1名を置く。
- 3 『部会』に副部会長1名以上を置くことができる。
- 4 部会長に事故があるときは、副部会長がこの任にあたる。
- 5 部会長、副部会長は、『部会』で選任する。
- 6 部会長、副部会長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

## (主な取り組み)

第3条 『部会』は、次の取り組みを行う。

- ① 地下施設管理者が連携する浸水対策（避難対策及び止水対策）に関する地区の対策計画の作成
- ② 相互連携訓練の実施
- ③ 情報共有のためのネットワークづくり など

## (組織)

第4条 『部会』の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営は、大阪市危機管理室において行う。

## (『部会』)

第5条 『部会』は、必要に応じて部会長が招集し、開催する。

- 2 『部会』は、メンバーの半数以上が出席しなければ、『部会』を開き議決することができない。
- 3 『部会』の議事は、出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 4 部会長が認めるときは、『部会』を書面により開催することができる。
- 5 部会長が必要と認めるときは、『部会』をウェブ会議（インターネットを通じて、メンバー間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）により開催する。
- 6 前項に定めるもののほか、『部会』のメンバーは、ウェブ会議の方法で『部会』に参加することができる。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって『部会』に出席したものとみなす。

## (その他の事項)

第6条 本会則に定めのない事項は、『部会』で協議する。

## 附則

本会則は、令和5年12月1日から施行する。